

平成26年度

第2回東京都食品安全審議会

日時：平成26年10月31日（金）午後2時00分～  
場所：東京都庁第一庁舎42階 特別会議室A

午後2時00分開会

【田崎食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第2回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

西島会長に進行をお願いするまでの間、私、食品監視課長の田崎が司会を務めさせていただきます。では、着座させて進めさせていただきます。

まずは委員の皆様の出席状況の確認でございます。本委員会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができません。ただいまご出席の委員は19名でございます。小島委員が少し遅れておりますが、委員総数23名の過半数に達しておりまして、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日、大屋委員、岡部委員、関川委員からはご欠席の旨、連絡を頂戴しております。

では、以降の進行につきまして、西島会長にお願いしたいと存じます。

なお、発言される際には、手を挙げていただきまして、目の前のマイクの下に赤いボタンがございますので、それを押していただき、赤いランプが点灯しましてから、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、会長、よろしく願い申し上げます。

【西島会長】 それでは、よろしく願いいたします。本日は、議事といたしまして、「東京都食品安全推進計画の改定について（答申）」を審議いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。8月1日に開催されました、先の審議会、東京都食品安全推進計画の改定について、中間の取りまとめを行い、その後、広く都民に公表し、意見募集を実施いたしました。それらの意見を踏まえ、大屋副会長を部会長とする検討部会において、さらにご検討をいただき、食品安全審議会答申（案）として取りまとめていただきました。

審議会の委員の皆様には、審議会答申（案）が事前に事務局から送付されていることと思っております。この答申（案）について、部会長の大屋副会長よりご報告をいただく予定でしたが、冒頭に事務局より報告がありまして、本日はご欠席とのことですので、検討部会での審議結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 食品監視課食品安全担当係長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

それでは、私から答申（案）について説明をさせていただきます。

まず、8月1日の審議会の後に実施されました、中間まとめに対する意見募集、パブリックコメントですけれども、これにつきましてはさまざまな意見が寄せられております。その後、9月11日に検討部会を開催いたしまして、8月1日の審議会でのご意見、それからパブリックコメントを踏まえましてご検討をいただき、答申（案）としてまとめております。

それでは、中間まとめに対する意見募集の結果についてご説明いたします。資料1をごらんください。A4判の横につづったものとなっておりますが、8月5日から20日までですけれども、「答申（案）の中間まとめ」に対しまして、パブリックコメ

ントをとっております。これに寄せられたご意見とご意見に対する考え方をまとめております。

意見の送付者数は3名でございまして、内訳としましては、消費者団体が1、生活協同組合等が2となっております。

いただいたご意見は、中間まとめのページに沿って、全部で18の意見にまとめております。

また、一番右の列になりますけれども、ご意見に対する考え方とあります。こちらにつきましては、パブリックコメントに対する審議会としての考え方という位置づけとして検討部会で検討しております。

また、このパブリックコメントを踏まえまして、本文を修正や追記した箇所はその旨を、修正していないものについては、ご意見に対する考え方を説明するといった形式となっております。

それでは、1ページ目の第1章「推進計画の改定に当たっての考え方」です。1番目のご意見ということで、施策の柱2にあります「情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進」に関することです。ご意見としまして、違反事業者への指導や行政措置が十分とられているかどうか都民に伝わっていない。広報の工夫もさらに必要だが、他部署との連携も含めて指導や行政措置を強化していくという取り組みが必要なので、違反事業者への指導、行政措置の強化をすべきというものです。

考え方としましては、事業者に対する行政措置の前提としまして、やはり監視指導を行っていくということが必要です。施策の柱2では、広域流通食品ですとか、輸入食品、「健康食品」などに対する監視指導の施策を体系化しております。ですので、これらの取組を通じまして、関係各局が連携し、違反事業者への指導等を適切に行っていくことを明らかにしている旨をご説明しております。

めくって2ページ目でございます。こちらから第2章ということになりまして、食品の安全確保のための施策、具体的な施策に関するご意見でございます。

二つ目のご意見では、施策の体系化に関することとございまして、第1章第2節では、三つの柱のそれぞれで課題と対応といったものを整理しておりますけれども、対応と整理された事項が、そのまま重点施策となっているのかどうかよくわからないということで、関係を明確にすべきというご意見です。対応としましては、ご意見を踏まえまして内容を修正しております。具体的には、重点施策を説明する箇所で、第1章第2節の食品の安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点に基づき、基本施策から重点施策を選定した旨の表現の修正をしております。修正した内容につきましては、次の資料2でまとめてご説明いたします。

三つ目のご意見でございます。「東京都エコ農産物認証制度の推進」に関するご意見です。現行計画で推進課題とされているGAP、これと認証制度との関係がわかりづらいため、わかりやすい説明をすべきであるというご意見です。

考え方としまして、GAPについては、農業者が農業生産の工程管理を行うための手法であるということと、東京都エコ農産物認証制度は、エコファーマー認定制度と東京都特別栽培農産物認証制度、この二つの制度を統合したものであるということをご説明しています。

また、推進計画の改定に当たりましては、より安全・安心な農産物の生産を進める新しい制度であります、東京都エコ農産物認証制度を推進するために、この施策を重点施策としたという説明と、GAPの考え方につきましては、都においても、今後も農業改良の普及の指導に当たりまして活用していくべきであるということを記載しております。

四つ目は、「国際基準であるHACCP導入支援」に関することです。HACCPの誤解のない説明ですとか、導入の応援にもなる消費者への理解の推進が必要であるということから、新たなHACCP導入型基準の規定など、市場ニーズなどとの関係や導入の必要性について、わかりやすい説明と消費者への理解推進に取り組むべきというご意見です。

なお、8月1日の審議会でも、HACCP導入支援の確実な実施ですとか、消費者等への理解が必要といったご意見をいただいております。

考え方としましては、消費者への理解を進めることが事業者によるHACCP導入の動機づけになると考えられますので、導入支援の一環としまして、引き続きホームページ等を通じ、HACCPの仕組みなど、わかりやすく提供していくべきと考える旨、説明しております。

次に、3ページ目でございます。五つ目のご意見は、基本施策のNo.6「卸売市場内での安全・品質管理者の活用」とNo.29「卸売市場内における危機管理対応」、この二つが挙げられておりますけれども、内容は、豊洲市場への移転に関するものとなっております。

御意見は、推進計画期間中に豊洲新市場の開場が見込まれる中で、新市場予定地では、ガス工場による土壌や地下水の汚染が確認されているために、基本施策のNo.6、No.29のこの施策を行う前提としまして、新市場の建設中はもとより、開場後も継続的な検査と情報提供を要望するというものです。

このご意見は、どちらかという審議会というよりは東京都に対するご要望といった内容と考えられますけれども、考え方としましては、卸売市場が食品の流通拠点であるといった特性を踏まえまして、基本施策No.21、6、29といったそれぞれの施策、これらを引き続き推進していくべきであるとする旨を説明してあります。

また、豊洲の新市場予定地の土壌汚染対策につきましては、ご意見にもありますとおり、これらの基本施策、実施の前提としまして、都が適切に対処していくべき問題と考えるとしております。

なお、豊洲市場の移転につきましては、これまで審議会で取り上げられることがありませんでしたので、検討部会で、現状などについてご説明しております。

具体的には、豊洲の新市場予定地の土壌汚染対策につきましては、有識者をメンバーとする専門家会議などの提言に基づいて実施されておまして、その対策内容としましては、東京ガスの創業に由来する汚染土壌の掘削除去ですとか、地下水の浄化、地震発生時の地盤の液状化対策、市場の開場後の水位、水質の監視、これらも含めまして、総合的な対策としております。この対策につきましては、東京都ではホームページの公表を含めてさまざまな機会を捉えまして、市場関係者の皆様や都民の皆様に情報提供、あるいは説明を行って、理解を得られるように努めております。

また、地下水のモニタリングを含む地下水管理の検討につきましては、現在、都と市場業者、それから学識経験者、消費者の皆様などからなる土壤汚染対策工事と地下水管理に関する協議会がございまして、ここで情報提供ですとか、意見交換を行っております。こういったことで今後も引き続き情報提供を行いまして、市場関係者、あるいは都民の皆様のご理解が得られるように努めていくこととしております。

次に六つ目のご意見でございますけれども、「食中毒の発生動向及び原因調査」に関するものでございます。食中毒の発生状況としまして、ノロウイルスによる食中毒が原因の1位を占めているため、食品事業者や施設等の衛生管理、従事者の健康管理など、ノロウイルスを初めとした食中毒を未然に防ぐための施策が必要であるというご意見でございます。

考え方としましては、ご意見のとおり、ノロウイルスの食中毒対策は課題として捉えておりまして、ノロウイルスを初めとした食中毒を未然に防ぐために、事業者による自主的衛生管理を一層推進していくことが必要としております。このことは答申（案）の5ページにも記載してあります。このため、基本施策 No.2「国際規格と整合させた自主管理認証制度の推進」ですとか、No.3「国際基準であるHACCP導入支援」を重点施策としたという旨を説明しております。

4ページ目でございます。七つ目のご意見は、「広域流通食品に対する監視」に関するものです。ご意見としまして、昨年発生しましたアクリフーズの農薬混入事件に関することとして、緊急時対応のマニュアルの整備、事業者の協力も含めた総合的連携強化が必要であるということ。それから、第三者検証委員会によります、「社会への提言」にあるように、包装ですとか、味、臭いに異常を感じた食品は食べないといったような、消費者への啓発も重要であるというものです。

考え方としましては、まず、食品への意図的な異物混入対策、これは衛生管理対策のみでは十分に防止することが困難な側面がありますが、事業者が自主的に衛生管理に取り組むといったことは、こういった異物混入対策の基礎にもなるということの説明しております。

これは答申（案）の中でも整理した内容として記載してあります。このために、基本施策のNo.2、それから、No.3の施策を重点施策としたということ。それと、No.21「広域流通食品に対する監視」、この中に危機管理マニュアルの作成など、事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う旨、追記したことを説明しております。

なお、マニュアルなどの確認につきましては、8月1日の審議会でも意見をいただいております。

また、情報提供につきましては、緊急時には、迅速で正確な情報提供が必要であることから、基本施策 No.28「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」を重点施策としておりますし、No.30「食品の安全に関する普及啓発・情報提供」におきまして、食品の安全や安全対策に関する情報を都民へわかりやすく提供していくべきと考えております。

次に、5ページ目でございます。ここでは八つ目と九つ目のご意見をまとめておりますが、「輸入食品対策」に関することとなります。上に書いてございます、八つ目の

ご意見では、放射線照射食品、この検査法がございますが、確実な検知法が確立していないため、放射線照射の検知法について、研究と開発を要望するというものです。

九つ目は、許可されていない遺伝子組換え食品、放射線照射食品、こういった違反食品の流通を未然に防げる対応ということと、事業者への自主管理の推進を強めるべきというご意見です。

なお、放射線照射食品への対応につきましては、8月1日の審議会でもご意見をいただいております。

考え方としては、一つにまとめて記載してあります。まず、輸入食品対策については、ご意見にありますとおり、多くの食品を海外から輸入している我が国において、輸入食品の安全確保は重要であり、そのためには輸入事業者の自主的衛生管理を推進するとともに、検疫所等の違反発見状況などを参考に優先順位をつけて、効率的な監視指導を実施していくべきと考えております。

食品の放射線照射につきましては、我が国では原則として認められておりませんが、国際的なコーデックス委員会の規格では、ある一定の照射が認められておりまして、諸外国では、殺菌等を目的として実施されています。

また、照射の有無は検査だけではなく、輸入事業者への確認が必要となります。このことから、輸入食品対策には、残留農薬等の監視指導を優先的に実施すべきと考えております。

また、試験法の開発につきましては、国際的な最新の知見を収集しながら、実現可能性を検討し、適切に対応すべきとしております。

6ページ目でございます。10番、11番のご意見でございますけれども、「健康食品」対策に関するものになります。10番目ですが、食品は子供から高齢者、アレルギー体質の人など、全ての人を対象となるということから、消費者への知識の啓発とあわせまして、事業者への監視強化を望むというものです。

11番目は、新たな機能性表示制度の適切な対応につきまして、安全性の確認ですとか、担保等への監視を強めるといったものと、子供のサプリメントの利用実態、この調査、研究を進めて、監視や啓発に活かすべきというものです。同様なご意見は、8月1日の審議会でもいただいております。

考え方としまして、「健康食品」につきましては、市場流通の状況、違反状況を勘案して、試買調査、監視指導を行うことが重要であるということと、違反食品に対しては販売禁止等の措置を行う必要がある旨を基本施策に記載しているということ。さらに安全に利用するための注意事項などにつきましては、都民への普及啓発を引き続き実施していくということから、「健康食品」対策を重点施策としたことを説明しております。

また、新たな機能性表示制度については、現在、国で検討が行われていることから、このような国全体の規制を踏まえて、適切に対応していくべきと考えらるとしております。

続いて、12番目「法令・条例に基づく適正表示の指導」に関するものです。偽装表示が行うような業者がないように、監視体制の強化とともに、東京都独自で罰則ルールをつくることを要望するというものです。このご意見も、東京都に対するご要望

といった内容になるかと考えておりますが、考え方としましては、適正表示を重点施策として設定した理由を挙げております。食品表示につきましては、都民へ正しく情報を提供するという重要な役割があり、食品表示法の施行など、制度改正を踏まえて、相談・監視体制を整備して、適正表示を推進していく必要があるため、重点施策としたという説明をしております。

13番目のご意見です。「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」に関するものでして、内容は七つ目のご意見とほぼ同じような内容となっております。食品テロへの対応を含めて、危機管理体制の充実を求めるということで、緊急時対応マニュアルの整備ですとか、公的機関の連携にとどめず、事業者の協力も視野に入れた、総合的な連携強化を進めるべきというものでございます。このため、考え方につきましても、七つ目と同じ内容となっております。

続いて、7ページ目でございます。14番目のご意見は、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」についてです。リスクコミュニケーションの意義ですとか役割を踏まえれば、その形態には工夫が必要となってくるということ。さまざまな場合や機会を通じて、丁寧に展開、推進していくために、小規模なリスクコミュニケーションも推進すべきということ。あとは重点施策のところなんですけれども、体験型セミナーといったものが唐突に出てくるので、この説明が必要ではないかというご意見です。

考え方としましては、ご意見のとおり、リスクコミュニケーションはさまざまな機会を通じて推進していく必要があるために、その旨を追記しております。

また、大規模なリスクコミュニケーションを連想させる、「一堂に会して」という表現を削除いたしました。体験型セミナーにつきましても、重点施策10の説明に追記しております。

15番目、16番目は、「総合的な食物アレルギー対策の推進」に関するご意見です。15番目に対しては、アレルギー表示はわかりやすい一括表示ですとか、表示拡大を行うといったような必要があるということから、原材料とは別に欄を設けて、アレルギー物質の有無の表示をしたり、現行の推奨品目の表示の義務化を要望するという内容でございます。

16番目につきましては、外食でのアレルギー表示についての明記ですとか、具体的な事項に適正な表示の確認、監視を加えるべきというご意見です。

食物アレルギーに関して事業者から消費者への情報提供につきましては、8月1日の審議会でもご意見をいただいております。

考え方につきましては、食品のアレルギー表示については外食等における情報提供のあり方も含めまして、今、国で検討が行われております。そのため、このような動向を踏まえて、適切に対応していく旨と、表示の監視指導の充実についても追記したということを説明しております。

8ページ目でございます。17番目は、基本施策 No.34「食品の安全に関する食育の推進」、それと No.35「都民の自主的な学習に対する支援」に対するご意見となっておりますけれども、内容につきましては、食育に関するものとなっております。

昨年12月に和食がユネスコの無形文化遺産として登録されたので、東京都におい

でも、食育のイベントですとか、食育の普及に向けて、これまで以上に力を注ぐことを要望するという内容でございます。

考え方としましては、ご意見のとおり、都において、食育のさらなる充実に向け、検討していくべきと考えるところとしております。

具体的に申し上げますと、食品安全推進計画の施策では、「食品の安全に関する食育の推進」となっておりますが、都庁全体で見ますと、東京都食育推進計画といった計画を定めておまして、全庁的に食育に関する施策を推進しております。

このため、いただいたご意見に関する食育につきましては、この食育推進計画におきまして、さらなる充実を検討していきたいと考えております。

最後に、18番目のご意見でございますけれども、推進計画の見直しに関することになります。ご意見としまして、今回の推進計画は、期間が6年間と長くなりますので、その間の国内外の状況変化が大きくなる可能性もあるために、推進計画の進捗状況を広く都民に公表するというのと、この中間時期に、公表とあわせて、都民から意見募集するなどの手だても講じて、見直しを積極的に検討すべきであるというご意見です。

考え方としましては、中間まとめでも記載してはいたけれども、推進計画の改定時点では、十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化した場合ですとか、変化が想定を超えて大きい場合、こういった場合は必要に応じて推進計画の見直しを検討していくべきと考えているということと、中間時期に進捗状況を広く都民に公表することを明記しております。また、審議会におきまして、進捗状況を確認しながら、見直しの必要性についても検討していくべきと考えるところとしております。

以上が資料1の説明となります。

続いて、資料2でございます。こちらはA4の縦につづったものとなっておりますけれども、8月1日の審議会のご意見、それから資料1でお示ししましたパブリックコメントを踏まえ、検討部会で検討を行いまして、その結果、修正した箇所を抜粋したとなっております。

また、内容につきましては、一部事務局でもよりわかりやすい表現に修正したところもございますので、あわせてご説明させていただきます。

1ページ目ですけれども、「はじめに」の箇所になります。3段落目ですけれども、「現行計画が平成26年度をもって、計画期間の終了を迎えるため」と、より適切な表現としております。

また、中間まとめでは、中間まとめとして取りまとめたという内容でございましたので、5段落目の「また、」以後になりますけれども、最終答申に当たりまして、パブリックコメントを参考にしたということと、さらに検討を重ね、推進計画の改定について取りまとめたので、答申するといった表現に修正をしております。

次にめくっていただきまして、7ページ目でございます。食品の安全に係る課題と対応を、施策の柱ごとに整理した箇所となっておりますが、施策の柱3では、食品安全情報の世界への発信ですとか、リスクコミュニケーション、食物アレルギー対策について記載してございます。

2の対応、○の2点目でございますけれども、リスクコミュニケーションに関する



内容となっております。パブリックコメントを踏まえまして、「都民、事業者及び行政が様々な機会を通じて行う」という旨を追記しまして、また、大規模なリスクコミュニケーションを連想させます「一堂に会して」という表現を削除しております。

また、3点目の食物アレルギー対策につきましては、施策名でも総合的な対策としておりますので、「総合的に」という文言を追記させていただきました。

次に、10ページ目でございます。第2節、基本施策の箇所となります。上から4行目ですけれども、基本施策を記載した表の説明の詳細を追記しております。

ナンバー欄には、重点施策に星印を示したということと、施策欄の括弧内に所管局を記載したという説明を追記しております。

13ページ目になります。ここでは基本施策のNo.13「ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査」につきまして、概要を修正してあります。施策の概要に、○で三つ具体的な内容が書いてありますけれども、その3点目、「環境中のダイオキシン類等モニタリング調査」を、「トータルダイエットスタディによる食事由来の化学物質等摂取量推計調査」と修正しております。これは大気などのダイオキシン類の環境中モニタリング調査は、継続して実態調査という中で実施しておりますけれども、食品に関する取組をより具体的に表現するため、修正させていただいております。

続いて、14ページ目になります。施策No.17「農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査」の概要ですけれども、「薬事法」という法律名が改正されておりますので、「医薬品医療機器等法」と改正後の法律名に修正しております。

次に、15ページ目になります。一番上の基本施策No.21「広域流通食品に対する監視」でございますけれども、概要の一番最後に、審議会でのご意見、パブリックコメントを踏まえまして、「危機管理マニュアルの作成など事業者の危機管理体制の状況を確認し、必要に応じて指導を行う。」と追記しております。

次のページでございます。17ページになります。ここでは上から4行目になりますが、3-1「情報の発信、意見交流等の推進」のこの説明文を「食品の安全に関するリスクコミュニケーションや食品安全情報の発信、食物アレルギー対策を推進する施策」と修正しております。ここでは中間まとめでは表示の指導のことが誤って記載されておりましたので、修正しております。No.30～33の3-1の内容をあらわした表現となっております。

また、No.33「総合的な食物アレルギー対策」でございますけれども、施策欄の括弧の所管を「各局」から「他」とさせていただいております。これは厳密に言いますと、各局の中に福祉保健局も含まれておりますので、このように修正しております。

他の施策でも同様の表記の箇所は修正を行っております。

また、概要の下から2行目のところですが、「研修を行うことで」というのを、「研修を行うなど」と文言を修正しております。これは研修といったものは、あくまでも例示という形で取り上げたほうが適切であるために修正しております。

次に、21ページでございます。ここでは重点施策の選定の考え方につきまして、パブリックコメントで課題と対応との整理や関係がよくわからないという意見がございましたので、2段落目、「同時に、」以降のところを少し丁寧に説明しております。

食品安全を取り巻く課題に迅速、的確に対応するためには、重点的に取り組む施策もあるということで、こうした施策については、第1章第2節の食品安全に係る課題と対応の方向性を踏まえつつ、重点施策の選定の視点、下に四角で囲ってございますが、この視点に基づき選定しておりますので、課題と対応の方向性を踏まえつつ、選定しているということを明確に記載させていただきました。

次に、24ページでございます。ここでは下から3行目になりますけれども、先ほどの14ページと同様、薬事法の法律名が改正されていますので、その修正を行っております。

14ページでは、基本施策の一覧表での記載となっておりますので、略称名を使っておりましたが、本文中では、「医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と正式な法律名を記載させていただきました。

次の25ページでございます。中ほどに重点施策7「法令、条例に基づく適正表示の指導」の項目がございますが、この2段落目、食品表示法の記載の後に、景品表示法の記載がございます。景品表示法に基づく措置命令が、都道府県知事の権限となる法改正、この法改正自体は既に行われていますので、表現を修正しております。なお、改正された景品表示法の施行につきましては、本年12月となっております。

最後の27ページでございます。ここでは重点施策10「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」のところですが、7ページでもご説明したとおり、さまざまな機会を通じて行っていくということを追記しまして、大規模なリスクコミュニケーションを連想させる「一堂に会して」という文言を削除しております。

また、体験型セミナー、これはリスクを正しく理解できる取組の例示ということで、ホームページや普及啓発資料と並べて記載しております。そのために次の具体的な事項の三つ目に、体験型セミナーの開催を挙げているという形となっております。

重点施策11「総合的な食物アレルギー対策の推進」でございますが、審議会でのご意見、パブリックコメントを踏まえまして、3段落目以降、国での外食等における情報提供のあり方、こういった動向を踏まえて、適切に対応していく必要があるといったことを追記しております。

さらに具体的な事項で、二つ目の○のアレルギー表示に対する監視指導、それから三つ目の○にあります人材育成の際の緊急時対応、こういったものも追記いたしました。資料2は以上でございます。

続いて、資料3でございますけれども、A3判で、答申（案）の概要を示しております。資料2でお示ししましたとおり、本文の修正はございましたけれども、概要自体は中間のまとめのものとかわりはございませんので、詳細な説明は割愛させていただきます。

資料4につきましては、資料2の修正箇所を反映した本文となっております。修正箇所以外は中間まとめと同様でございますので、本文の詳細な説明につきましては割愛させていただきます。

さらに中間まとめから追加した資料としまして、30ページ以降ですけれども、附属資料をつけております。30ページに一覧がございますが、附属資料1の用語説明から附属資料8の食品安全審議会規則までとなっております。附属資料1の用語説明

は、本文に出てくる専門用語ですとか、法令、都の取組などを本文に脚注を設けて記載しております。

資料1から4までの説明は以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました答申（案）につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

【佐野委員】 具体的な部分も随分追加されましたし、基本的には賛成ですが、2点だけ意見を申し上げたいと思います。この資料4の22「輸入食品対策」のところでご説明がありましたように、前回この場でも照射食品の話は出ましたし、パブコメでも意見が出ているのに、なぜここに一言入れられないのかというのが、理解ができません。パブコメのご説明の5ページに、日本では原則として認められていないけれど、国際機関であるコーデックスや国によっては認められている、と書かれています。だからこそ、日本できちんと検査しなければならないのに、このことと、何かこの説明文がつながっていないような気がするんですけど、この部分をもう一度説明していただきたい。なぜ、これだけのたくさんの方々が出ているのに、一言入れられないのかというところが1点です。

もう一つは、言葉の使い方になるんですけど、資料4の17ページの31「食品中の放射性物質等に関する不安の払拭に向け」とあります。私は消費者、都民として、放射性物質に対しては不安を払拭するべきではなくて、きちんと認識するべきだと思っています。不安を払拭するという点に関しては、行政がいかにか安全確保の措置、対策をしているのかという、そここのところでは東京都はきちんとやっているから、その部分は不安を払拭しましょうという話ではないのかなと思っていますので、そここのところをプラスして、「放射性物質に関する安全確保措置などの対策についての不安の払拭に向け」が、私は正しいような気がします。その2点です。

以上です。

【田崎食品監視課長】 2点についてお話、ご要望を含めていただきました。まず、1点目の放射線照射についてでございます。先ほど事務局から説明させていただきました、資料1の9番になるかと思っております。

前回も説明した部分で内容が重なってしまうかもしれませんが、放射線照射につきましては、検査法の研究開発についてもご要望が入っておりますけれども、検査法は必ずしも確実なものではないということが1点ございます。それを担保するために、さかのぼり調査を行う仕組みになっております。

例示の中に入れていないのはなぜかというご質問ですが、ここに書かれているコーデックスの基準も踏まえ、記載の優先度合いとして比較しますと、残留農薬やカビ毒のリスクの方が高いものでございます。改めて、一般の添加物等々と大きな差はないというところも踏まえ、リスクレベルから考えこの中に例示として踏み込んだ記載にはしておりません。

都としては、事業者が自主管理の中で確実に管理して、違反食品が国内へ流通しないよう、その立場をバックアップする施策を進めたいと思います。ご意見に対してはこのような考え方でございます。

2点目でございますけれども、佐野委員のご指摘のとおり、不安の払拭が目的ではなく、安心というのは安全があって初めて確保される内容でございます。実際に、事業の中でも既にかかりの検査を行っており、普及啓発もかなり行われているところです。その内容を踏まえて、不安の払拭という地道な普及啓発が極めて大切、と書かせていただいております。ですので、31番の概要にはこのような表現でご説明させていただきます。

【西島会長】 佐野委員よろしいでしょうか。

【佐野委員】 2点目の放射性物質、不安の払拭についておっしゃっていることはよくわかります。これは後ろの用語説明の48ページに放射性セシウムの基準値というのがきちんと書かれていますし、こういうところは消費者としてきちんと認識していかなければならないし、これ以上のものは危険であるということは、やはり知っていなければならないと思うんです。だから、そのあたりを払拭してしまったら、消費者は考えなくていいよと、放射性物質は安全なんだよと読めてしまうので、そここのところ、一言追記していただきたい。先ほど申し上げたように、安全確保の措置などの対策に関しての不安は払拭してほしいと、東京都は頑張っているんだよというのならわかるんですけど、放射性物質そのものの不安を払拭しないほうがいいかなと思うのですが。

【田崎食品監視課長】 放射性物質に関する安全確保を行った上で、さらに実際に検査しているという情報を世界に向けて発信して、その不安を払拭していくという表現ということでございますが、皆様からのご意見もいただければと思います。

【小島委員】 今の関連なんですけれども、確かに佐野委員のおっしゃっていることもわかります。個人的には、例えば、現実に流通している食品中の放射性物質は非常に少なく、健康への影響はありませんので、不安払拭に向けてという言い方でもいいんですけれども、一般論として食品中の放射線物質といったときには、500ベクレル～1000ベクレルも含まれているケースは福島産などで現実にありますので、そういう全体を指して、不安の払拭に向けてという言い方になると、確かに佐野委員のおっしゃるとおりだと思います。一般論として言うんだったら、科学的理解に向けてとか、正しい認識に向けてと言ったほうが、適切かという気はします。どうでしょうか。

【田崎食品監視課長】 表現としては、科学的な、という内容でしょうか。

【小島委員】 科学的な理解にとか、科学的な認識に向けとか、正しい理解にでもいいんですけれども、そんな言い方のほうが文章としてはいいのかと感じます。

【田崎食品監視課長】 実際に「不安の払拭に向けて科学的な理解を進め、食品安全情報を世界に向けて発信する」と。こういった表現で。

【佐野委員】 そうすると、「食品中の放射性物質等に関する」というところは削除するのですか。

【小島委員】 「科学的な理解に向けて」とか、「正しい認識に向けて」でもいいんですけれども。

【田崎食品監視課長】 会長、ほかの委員のご意見もいただいてよろしいでしょうか。

【西島会長】 ほかの委員、よろしいでしょうか。では、花澤委員から。

【花澤委員】 今のご議論、すごくよくわかるんですが、ここは世界への情報発信ということで、結局、さっき佐野委員もおっしゃったように、50ベクレルとか、100ベクレルとか、そういった数値をしっかりとクリアしたものが都内では流通しているんですよということを情報発信するという趣旨なんだろうと思うので、私は31番の表現としては、これでいいんじゃないかと思います。

ただ、今、佐野委員とか小島委員がおっしゃった、より都民の啓発というのか、理解を深めるためには、今みたいな表現が適切だと思います。

結論は、31番はこれでいいんじゃないかと思います。

以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。それでは、飛田委員。

【飛田委員】 飛田でございます。今の議論を伺っていて、私も佐野委員、そして小島委員がご指摘になったように、もう少しこのところは、花澤委員と異なるんですが、このままではなくて、安全対策等のことを入れていただきながら書いていただいたほうが良いと思っております。

現状、確かにいろいろな方々の努力によって、大分改善されてきているとは思いますが、しかし、正しく情報提供するという意味では、こういう状況であるという現状に立脚するということよりも、「食品中放射性物質等の問題点をなくすための安全対策を講じ、そして」という丁寧な表現のほうが良いと考えております。

【西島会長】 ほかの委員、いかがでしょうか。

突然ですみません、畝山委員、全体的な、世界的なことを考えながら、今のことに關してご発言いただけますか。

【畝山委員】 ここは世界への情報発信ということになっているので、そういう枠の中では、先ほどおっしゃった、この枠ではこのほうがむしろいい。というのは、日本産の食品に対して海外でいまだに拒否するところがあるので、そういうことに關しては、流通食品の安全性はこれだけ確保されているということは言ったほうが良い感じはするんです。

ただ、小島委員や佐野委員の言うこともわかるので、特にどっちが必ずいいということは、ちょっと私からは言えないかなと思います。

【西島会長】 すみません。突然ご指名しまして。

ほかの委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【戸部委員】 今、皆様のご意見をお伺いして思ったんですけれども、私もこの部分は、世界への情報の発信がメインなのかと思っていて、その発信する情報の内容として、モニタリングの結果の話と、あと佐野委員がおっしゃったような、食品中の放射性物質等に関する不安というのが、物質の話ではなくて、途中のプロセスのことも含めた情報提供ということだと思います。ですので、モニタリング結果が一つ、それと、その結果に至るまでの放射性物質に対する監視指導とか、施策とか、そういったようなことの情報が一つだと思うので、ここは分けて書くと良いと思いました。

【西島会長】 実際、東京都はやることはとても良くやっているといます。それはどなたも認めているところだと思います。検査も非常に多くしており、情報発信も

良くしています。ただ、文章的なことで、どうでしょうかということで、内容的なことではないと思います。

【田崎食品監視課長】　　ここは、ご意見の中でも頂いておりますが、モニタリングの検査結果ほとんどが、ネガティブデータです。

東京都の実施したものについてはその内容を、ホームページ等で、実際はこういった検査成績なんですよということを明確・正確に発信しております、その意味合いでここに記載させていただいています。

施策の本文の26ページになりますが、重点施策9「食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信」という部分において、放射性物質に関する知識の情報提供を行っていくことしております。実際に基準値を超えた食品が出荷されない仕組みもあり、これが前提となって、正しい理解をしていただくという趣旨で書かせていただいておりますので、事務局としては、できればこの記載内容で進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

【西島会長】　　一部文章的なことで質問等もありましたが、このままでいかがでしょうか。

【小島委員】　　例えば、BSEのときを考えてください。BSEが発生したあと、日本が何をやったかという、全頭検査をやっていたよね。当時、アメリカの人たちをはじめ世界中で全頭検査はやらなくていいと言っていたのに、日本はやっていたんですよ。今の韓国が、日本の魚は放射能で危ないと言って、日本からの輸入を止めているのと同じことを日本は当時やっていたんですよ。これは、BSE問題に置き換えると、アメリカの人たちが、日本の国民の不安払拭のために情報発信するという文章を書いたのと同じなんですよ。だけど、不安といっても、日本人の大多数がそんなに不安に感じていたわけでもないんです。なぜかといえば、日本の観光客はアメリカへ行けば、アメリカ産牛肉を食べるし、アメリカ産が絶対危ないと思っているわけでもない。やはり日本人の側に科学的な理解がなかったというか、正しい認識がなかったということなので、個人的には、不安の払拭という言葉よりは、正しい理解のほうがいいように思いますね。

【西島会長】　　事務局いかがでしょうか。小島委員の今の発言は内容的でなくて、文章的に微修正をということではないかと思えます。

【田崎食品監視課長】　　修正部分については修正はできませんが、小島委員のおっしゃった、正しい認識、正しい理解、この部分を挿入させていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

【西島会長】　　それで各委員いかがでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

【西島会長】　　ありがとうございます。

【田崎食品監視課長】　　ありがとうございました。

【西島会長】　　そうしますと、本答申に対して、後で若干微修正するということ、ここで各委員にご理解いただければよろしいということでしょうか。

【田崎食品監視課長】　　若干の文言修正の内容につきましては、後ほどほかのご意

見も含めて、座長と調整させていただいて修正するというので、ご了解いただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【西島会長】 そのようにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【西島会長】 ありがとうございます。

それでは、微修正したものを正式な答申とするということで、後ほど各委員にこうしましたというのお知らせさせていただきますか。

【田崎食品監視課長】 最終的にはご連絡を差し上げますが、そこもあわせて、会長と調整させていただければと思います。ほかにもご意見があると思いますので。

【西島会長】 では、この件については、そういうことにさせていただきたいと思えます。

【飛田委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【西島会長】 はい、お願いします。

【飛田委員】 先ほど触れなかったものですから。

パブコメに対する考え方の5ページ目ですけれども、ここで放射線照射食品についてのご指摘があったということなのですが、そこについてのご回答の中で、3行目に、「輸入事業者の自主的衛生管理を推進するとともに、検疫所等の違反発見状況などを参考に優先順位をつけ」とありますが、ここの内容については、大きな問題があるとはなかなか申し上げにくいのですが、検疫所等の違反発見というのが大変微々たるもので、水際作戦が成功しているかどうかということ、消費者の目からしますと、いろいろな取りこぼしがあるのではないかと常に不安を抱いてきております。そういうことを考えますと、もう少し積極的であっていただきたい、例えば、放射線照射食品のところで、下から7行目あたり、「食品への放射線照射の有無は検査だけではなく、輸入事業者への確認が必要」となる。これらのことから、大変だからと読めるような書き方で、残留農薬等の監視指導を優先的に実施すべきというように考え方を示されておられるわけですけれども、これについていえば、輸入事業者の方が日本の食品衛生法に合致したものを輸入しているかどうかという裏づけをしっかりとらせるという方法も一つとしてはあるのではないかと、消費者としては思っております。

中国でチキンナゲットの問題が起りまして、不衛生であれば殺菌すればいいだろうという考え方に走られても困ります。しかも、中国にはたくさん照射施設があるということで、中国だけを問題にするわけではないですが、国によってさまざまな特色があり、衛生管理をしないまま殺菌対策を利用される懸念がありますので、むしろ輸入事業者の方への確認の必要となることが大変だからというよりも、輸入事業者は、放射線照射の有無についての情報を事前に入手しておく必要があるとか、そういうことがあって、それらの確認の上、残留農薬等の大きな問題もあるのではということであるならばいいのではないかと、実はこれを読ませていただいたときには考えておりました。

【西島会長】 では、事務局、お答えいただけますか。

【田崎食品監視課長】 ご意見ありがとうございます。実際に事業者の皆様への確認も必要なケースもあると思います。今回、自主管理を確実にを行うためには、実際に

現場に行って、放射線照射の有無の確認を自主的に行っていただくことを促すだけでなく、実際にチェックすること、例えば検査確認の証明書とかを、私ども現場の監視実務としてやらせていただいております。

ですので、手続きの煩雑さがあるということでは決してなく、むしろ丁寧かつ積極的に、現場の実務として実施しております。今後も自主的管理をより進めさせていただきたいと考えます。

【西島会長】 よろしいでしょうか。

【飛田委員】 ご回答いただきましたが、実はアンケートなんかをとりますと、国内の事業者さんがしっかりとした情報をキャッチしているとか、確認しているという回答が少ないものですから、現実的には、もう少し突っ込んでみる必要があるのではないかという気がしております。

いずれにしても、食品安全について、東京都がいろいろな対策を講じていることに関して、消費者としては、特段大きな問題点ということではないのですが、これから起こり得るリスクとか、あるいはこれからオリンピックに向けて、海外からもいろいろな方も来られることにもなりますから、いよいよ情報収集とか、それから一つ一つの対策は石橋をたたいて渡るような形をとっていきませんと、形式上はそうなっているけれども実行が伴っていないとか、海外で起こっているリスクが日本で十分に把握されていないということがありますと、国際化に向けての状況、衛生管理の施策を講じていくという点では、やや弱いのかなという不安があるものですから、申しました。

【西島会長】 わかりました。答申が全てではないので、これからこれをもとに計画を策定するわけですから、都に対する要望ということでもよろしいでしょうか。

【飛田委員】 結構です。

【西島会長】 ありがとうございます。

【小島委員】 その部分については、このペーパーをまとめる検討部会でも議論したんです。私もちょうどその委員で、私は、パブコメでこういう意見が出ているので、この1項目を入れたほうがいいんじゃないですかと、個人的にはそう思っていたんです。

ところが、入れない理由として、都は、結局、海外で承認されたものが仮に見つかったとしても、健康リスクがあるような話ではないので、優先順位が低いということだったんですね。優先順位が低いんだったら、確かに何でもかんでも検査するのは理に合わないと思いますので、それはそれで都の方針として認めてもよいのではと私は理解しました。

ただ、残留農薬の監視は明記されているので、照射はもっと優先順位が低いんだという意味を明確に説明する必要はあるでしょう。この文章だと、一般の人にはそのように読めないで、そこら辺はもうちょっとはっきりと、優先順位が低いんだと書いたほうがわかりやすいと思います。

【西島会長】 江木委員、ご意見ありますでしょうか。

【江木委員】 関連した意見じゃないので。

【西島会長】 わかりました。



【小島委員】 要するに、もうちょっとわかりやすく書けばよかったということです。

【西島会長】 ではほかに、江木委員お願いします。

【江木委員】 よろしくお願ひいたします。10ページの3「国際基準であるHACCP導入支援」というところで、また、その欄の「HACCP導入型基準」について、事業者への周知や技術的支援を行う。これでよろしいんでしょうか。GFSSIですか、そこにHACCPの不備で、日本は合格しなかったと聞いておりますよね。

日本では、HACCPは法的に認められていますけれど、法的規制はないわけですね、今、HACCPについて。このような状態でいいのでしょうか。コミュニケーションもそんなに行われていないような気がいたしますけれども、いかがなものでしょうか。

【西島会長】 事務局よろしいでしょうか。

【田崎食品監視課長】 HACCPにつきましては、国が総合衛生管理製造過程、いわゆるマル総とは別にHACCPをより推進させていく政策を打ち出しています。自治体でいえば、国のガイドラインにそって条例を改正するなど、もっと進んで安全確保をしてくださいとといったところを政策として進めようとしているところでございます。

【江木委員】 他国にHACCPの要求はできませんよね。このような状態で、外国から入ってくるものに対しての不安がありますが、日本は不備なのに、他国におたくもやりなさいというわけにはいきませんよね、結局。

【田崎食品監視課長】 そのとおり、強制ではありません。厚生労働省が進める施策から、少なくとも国際基準であるHACCPを導入支援、そして導入し様々な業態の事業者の方にも、さらに衛生確保を進めてほしいという考え方がベースとなっております。

【江木委員】 この文章がやわらかいかなと思ってしまったんです。

【田崎食品監視課長】 わかりました。厚生労働省が考えているところでありませけれども、私どもそういった底上げは大切なことだと思いますので、自主管理ともども進めていきたいと考えてございます。

【江木委員】 ありがとうございます。

【西島会長】 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【西島会長】 ありがとうございます。

それでは、微修正については後でご報告いただくということで、本答申(案)を東京都食品安全審議会からの答申とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、答申を行いたいと思いますので、事務局で準備をお願いいたします。

(答申書準備)

【田崎食品監視課長】 お待たせしました。準備が整ったようでございますので、西島会長から梶原福祉保健局長へ答申書の手交をお願いしたいと思います。

西島会長、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【西島会長】 本年2月から知事から諮問を受けて以来、審議会を3回、検討部会を4回開催し、東京都食品安全推進計画の改定について審議を重ねてまいりました。答申がまとまりましたので、審議会を代表して、梶原局長へ答申をお渡ししたいと存じます。

(答申書手交)

【田崎食品監視課長】 西島会長、どうもありがとうございました。

それでは、梶原局長よりご挨拶を申し上げます。

【梶原福祉保健局長】 福祉保健局長の梶原でございます。ただいま西島会長から、東京都食品安全推進計画の改定について、答申をいただきました。

委員の皆様方には、本年2月の諮問以降、大変精力的にご審議をいただき、本答申をまとめていただきましたこと、心から御礼を申し上げます。また、具体的かつ詳細な検討を行うために検討部会を設置し、4回にわたり専門的な立場から、また、都民の視点から活発にご審議をいただいたと伺っております。検討部会座長の大屋副会長を初め、検討部会の委員の皆様方にも重ねて御礼を申し上げます。

この数年を振り返りますと、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故による食品中の放射性物質の問題を初め、これまでに経験したことのない新たな課題にも対応してまいりました。

食品表示に目を向けますと、偽装表示などの問題がございますし、また、今後食品表示法の改正に伴う新たな食品表示制度への対応もございます。さらに腸管出血性大腸菌による大規模かつ重篤な患者が発生した食中毒など、食品安全に関する危機管理の必要性が求められており、総じて事業者による自主的な衛生管理の重要性が再認識されているところであります。

本日いただいた答申では、こうした食品の安全に関する諸課題に対応するための根幹となる食品安全推進計画改定にあたっての考え方を示していただきました。今後は、この答申を踏まえまして、本年度内に第3期の食品安全推進計画を策定し、都民や事業者の方々と共同連携しながら、6年後に開催予定のオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、都における食品の安全確保を一層推進してまいりたいと考えてございます。

また、皆様には、平成24年12月から第5期の東京都食品安全審議会委員として、2年間にわたり精力的にご審議をいただきました。この間、諮問事項として、ただいま答申をいただきました、東京都食品安全推進計画の改定についてのほか、弁当等に関する食品販売の規制の在り方を検討部会及び審議会にてご審議いただき、弁当の製造から販売に至るまで、確実に衛生を担保していくための合理的な規制の在り方を答申としていただきました。

皆様におかれましては、今後とも、さまざまな立場からのご指導、ご鞭撻を賜りませうようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、これまでの委員の皆様方のご尽力に対し、厚く御礼を申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【田崎食品監視課長】 局長は公務がございますため、ここで退席させていただきます。

ます。よろしくお願い申し上げます。

(局長退席)

【田崎食品監視課長】 検討部会の部会長の西島委員をはじめ、検討部会の委員の皆様にも御尽力いただき、どうもありがとうございました。事務局一同ここで御礼申し上げます。

本日頂戴しました答申書、後ほど西島会長と調整させていただきますけれども、後日、正式に印刷させていただきます。委員の皆様にも改めて送らせて頂きたいと思っております。

また、本日、審議会の終了後に、報道機関に答申書内容を提供していく予定でございます。

以上でございます。

【西島会長】 ただいま答申を終えたところでございますが、都はこの答申に基づいて計画を策定することになります。事務局からこの答申を受けて、計画を策定するまでのスケジュールについて、簡単に説明をしていただきたいと思います。

【田崎食品監視課長】 皆様のお手元に資料5がございます。資料4の分厚い答申(案)後ろのA4の縦1枚です。こちらをごらんになっていただきますと、計画の改定までのスケジュール(案)ということで、2月に諮問があり、答申を本日頂戴した内容でございますが、10月以降、推進計画(案)の公表、パブリックコメントを募集するという形で進めさせていただきます。こちらは既に8月に審議会として中間まとめを公表して、パブコメを募集させていただいておりますけれども、次は行政で答申を受けて、推進計画(案)として公表することとなり、行政としてパブコメを募集するというので、趣旨が違います。パブコメの募集を終えて、その内容を確認した後、計画改定に進めさせていただきます。その改定は年度内1月頃の予定と、このようなスケジュールで進めさせていただきますと考えております。

以上でございます。

【西島会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【西島会長】 ないということで、ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告をお願いいたします。

【高橋食品安全担当係長】 それでは、報告事項としまして、本日3点ございます。参考資料1、2、3がそれぞれ該当しております。

まず、参考資料1-1をごらんください。こちらは本年2月14日に答申いただきました、「弁当等に関する食品販売の規制の在り方について(答申)」の概要となっております。答申をいただいた後の進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。

まず、人力による弁当等の移動販売につきましては、現在、東京都では食品製造業等取締条例により届出制で規制をしております。近年、都心部のオフィス街の路上などで大量の弁当を販売する事業者が増加するなど、本来の人力による小規模な形態と

乖離して、温度管理の不備などの衛生上の問題が懸念されているという状況がございます。そのために審議会でご審議いただきまして、今後の規制のあり方としまして、概要の右半分に書いてございますが、行商用弁当の製造施設に対しましては監視指導の強化が必要とされております。これを受けまして、本年3月に各保健所等へ通知を発出しておりまして、製造施設における衛生管理の徹底を指導しているところでございます。

また、弁当行商人に対しては、2点挙げられておりまして、1点目が、路上等の屋外販売から屋内への販売形態へ誘導するという事です。

2点目として、やむなく屋外で一時的に販売する場合の要件整備、これが必要であるということとされました。

このうち1点目の屋外から屋内への誘導の取組につきましては、10月から新たな取組を開始しておりますので、後ほど担当の者から詳細をご説明いたします。

また、2点目の行商人の要件の整備でございますけれども、屋外での弁当等の移動販売については、平成27年第1回の都議会定例会におきまして、条例の改正に向けて準備を進めているところでございます。

具体的には現行の届出制から許可制とするということとすとか、保冷容器などの設備、それから食品衛生責任者の設置などを義務づける予定でおります。

それでは弁当行商に対する対応の1番目のところにあります屋外から屋内への誘導につきまして、詳細をご説明させていただきます。

**【事務局】** 規格基準係の東海林と申します。私から参考資料1-2を使用して、屋内販売への誘導策について説明させていただきたいと思っております。

答申を受けまして、衛生上支障のない範囲での施設基準の緩和について、都区市で検討を行い、10月1日から食料品等販売業で包装食品のみを取り扱う場合について、施設基準を緩和しております。

まずは参考資料1-2の表面です。誘導策を検討する際、食料品等販売業の施設基準について、全体的な見直しを行った結果、こちらに記載されている通常の店舗の場合についても施設基準が緩和されております。

この通常の店舗というのはどういう店舗かといいますと、いわゆる屋外、路面の店舗になります。緩和の内容は大きく2点ありまして、右上に記載されている冷蔵ケースの部分です。これまでは冷蔵品を取り扱わず、常温保存品のみを取り扱う場合であっても冷蔵ケースが必要となっていました。こちらについて、空調管理がしっかりできている施設で、要冷蔵品を取り扱わない場合については、冷蔵設備がなくても許可の取得ができるようになっております。

続きまして、その下の消毒装置に代えて、消毒設備でも許可が取得可能という部分です。これまでは手洗い設備には、こちらの絵にあるような固定式の消毒装置が許可の施設基準として必要だったものが緩和され、アルコールスプレーのような持ち運びができるような消毒設備でも許可の取得が可能となっております。

では、続きまして、裏面の屋内誘導策について、説明させていただきます。

屋内誘導策ということで、屋内で食料品等販売業の許可を取得する場合に、施設基準が緩和されております。緩和の条件として、管理建築物に出店する場合、施設基準

が緩和されます。

では、この管理建築物は何かといいますと、こちらに書かれている、扉等で屋外と区画され、空調設備による室温が管理されている建物を言います。例えば、オフィスビルや百貨店、ショッピングセンターのように、しっかりと壁や扉により区画され、防虫や防じん等の管理がされ、空調設備によって室温管理がしっかりとされている。そういった建物内に店舗を開設する場合、施設基準がさらに緩和されます。

こちら、Aの管理建築物内店舗を設けた場合について、説明させていただきます。網掛けになっている部分が店舗の部分、そして、外側の四角が建物の壁ということで理解をお願いします。

これまでは建物内に店舗を設置する場合、一般の店舗と同じように、この店舗内で全ての施設基準を満たしていなければならないとなっていました。そこで、これまでの手洗い器等が店舗の中になければいけなかった基準を緩和し、手洗い設備の設置場所が店舗の外、店舗付近の使用の便利な場所にあれば、許可の取得が可能となりました。これによって、水道管の工事がネックとなって出店ができなかった、例えば、既に売店はあるけれども、水場の工事ができないために食料品等販売業の許可が取得できず、弁当や総菜等の販売ができない店舗についても、弁当や総菜の販売が可能になる場合があります。こちらが管理建築物内店舗を設けた場合となります。

続きまして、Bが新たな販売形態ということで、弁当を簡易な設備で一時的に販売することが可能となっております。これはどういった販売形態かといいますと、管理建築物内で包装済みの弁当と総菜類のみを取り扱い、ランチタイムの昼時、弁当の需要が多い時間帯に一時的な営業を行う。そのような販売形態を設定しました。注意点としては、要冷蔵品を取り扱う場合は冷蔵ケースが必要で、次が重要な部分となりますが、営業終了後に食品や設備は置いて帰らずに撤去する。撤去した設備や食品は、許可のある施設等で衛生的に保管する必要があります。

イメージとしては、昼時の、弁当を販売する11時半なり12時の時間帯にオフィスのエントランス等に弁当の販売者がワゴンや販売台を持ってきて、弁当を陳列して販売する。弁当の販売が終了したら、売れ残った弁当や、販売台といった設備、これらを全て撤去する。そういった販売形態を新たに規定しました。

以上が屋内誘導策についての説明になります。

**【高橋食品安全担当係長】** それでは、続きまして、2点目の報告事項となります。東京都食品衛生自主管理認証制度について、新しい取組を始めておりますので、その内容をご説明させていただきます。

**【事務局】** 自主管理認証制度担当の玉根と申します。よろしくお願いたします。

私からは、自主管理認証制度に関連した新しい取り組みをスタートさせておりますので、報告させていただきます。

この新しい取り組みなんですけど、平成27年度からの食品安全推進計画の重点施策の具体的な事項にもなろうかと思っております。

参考資料2をごらんいただけますでしょうか。自主的衛生管理段階的推進プログラムと申します。こちらは今年立ち上げまして、一部ですが、9月から運用をスタートさせております。

これまで食品の安全を確保するために、食品事業者の自主的衛生管理を推進する食品衛生自主管理認証制度の普及、それから、その取得の支援を行ってまいりました。今後は、ご審議いただきましたように、この認証制度のさらなる普及、それから食品事業者の自主的な衛生管理の一層の推進のために、この新しい仕組みを活用してまいりたいと思います。

この自主的衛生管理段階的推進プログラムですが、事業者の申請に基づいて、自主管理の取り組みを評価、支援する制度であることは認証制度と同じになります。このプログラムですが、認証取得を目指す前段階の衛生管理の取り組みについて、評価、そして支援を行う制度になります。

パンフレットの階段状の図をごらんいただきながら、都認証と段階的推進プログラムの位置づけを説明させていただきます。

図の右端にあります都認証ですが、これは都が定める衛生管理の基準を満たしたマニュアルを作成して、それに基づいた実施、そしてその記録を継続している施設を事業者申請に基づいて審査して認証、つまり評価するものになります。

今回、新たにつくりました自主的衛生管理段階的推進プログラムは、都認証の左側の三つのステージになります。つまり、一番左端の営業許可を取得してから、都認証を取得するまでの間のステージ、都認証を取得する前の段階となります。この段階的推進プログラムですが、都認証の取得に必要な衛生管理事項の実施状況をエントリーステージ、ファーストステージ、セカンドステージと三つのステージに分けて、施設での衛生管理の達成段階を評価して、継続的な衛生管理の向上を支援するものでございます。

ステージ別の衛生管理状況の評価といたしましては、エントリーステージは、認証基準の約6割を実施できている状況でして、確実に取り組むべき点は実施できているという評価になります。

ファーストステージにつきましては、認証基準の約8割は実施できていて、一歩進んだ衛生管理を達成できているという評価になります。

セカンドステージにつきましては、認証基準をほぼ実施できておりまして、あとは衛生管理のマニュアルを作成すれば認証取得が可能なレベルということになります。

このプログラムを活用することのメリットですが、食品事業者が行う自主的な衛生管理の状況について、都認証取得までどれだけできているのかという達成状況が明確になりますので、衛生管理を向上させる意欲、モチベーションがアップいたします。

それから、達成段階に応じました確認証というマークですが、これが交付されます。確認証といいますのは、各ステージの中央に楕円形のマークになりまして、この確認証を施設に張ることができますので、都民に対して取り組みをアピールすることができます。

エントリーステージですと、赤色の確認証になります。ファーストステージになりますと紫色で、星が一つついたマークになります。

セカンドステージになりますと、緑色で星が二つついたマークになります。

食品事業者には確認証が交付されますが、東京都におきましては、都のホームページで確認を受けた日から1年間、施設の情報を公表いたします。これによって、都民

の食に対する信頼の確保へつなげることができます。

続きまして、裏面をごらんいただけますでしょうか。この制度を使用することができる対象者ですが、現時点では、都内の調理・給食施設ということになっておりますが、今後、製造、加工、販売と順次拡大しまして、最終的には都認証と同様の対象者となることになっております。

この制度の仕組みですが、都が衛生管理に関するチェック項目を記載したチェックシートを作成いたします。このチェックシートを使いまして、都認証と同様に都が指定する事業者である指定審査事業者が、食品事業者の衛生管理の取組状況を点検いたしまして、その達成段階を判定するというものになります。

このプログラムですが、都認証取得を目指す事業者はもちろんですが、今後、HACCPの導入ですとか、国際認証の取得を目指す事業者もステップとして活用することができるように、チェックする衛生管理項目には、こういった要求事項も盛り込んでおります。

簡単ではございますが、以上です。

**【高橋食品安全担当係長】** それでは、3点目の報告事項としまして、条例改正（公衆衛生上講ずべき措置の基準）についてでございます。本日ご審議いただきました食品安全推進計画の答申にもありますHACCPの導入に関しまして、条例を改正しHACCP導入型基準を規定していく動きがございますので、その点につきまして、ご説明させていただきます。

**【事務局】** 規格基準係の神谷と申します。それでは、私から参考資料3-1の公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正について、説明させていただきます。

この基準は、食品事業者が食品の衛生的な取り扱いですとか、食品従事者の衛生管理といった、いわゆるソフト面について実施すべき基準でありまして、食品衛生法第50条第2項の中で、都道府県等が条例で定めることができるとされております。

また、厚生労働省から、都道府県等がこの基準を定める場合のガイドラインが出されておきまして、東京都におきましても、このガイドラインの内容を踏まえて条例でこの基準を規定しております。

今般、三度にわたりまして、国のガイドラインが改正されております。

概要ですけれども、一つ目に、ノロウイルス食中毒対策としまして、平成24年度になりますけれども、患者数が2,000人を超えるノロウイルス食中毒事件が発生するなど、全国的にノロウイルス食中毒が多数発生したことなどもございまして、ノロウイルス食中毒対策を踏まえた事項、具体的には、例えば、施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒することといった内容が追加されております。

二つ目に、冒頭申し上げました、HACCP導入型基準についてになります。現在、国際的にもHACCPの導入が進んでおります中、国内ではいち早く総合衛生管理製造過程承認制度、いわゆるマル総が導入されておきまして、これまで普及を図っているところがございますけれども、マル総の場合、対象食品が限定されておきまして、国内では広く事業者に普及がなかなか進んでこなかったという状況がございます。

国は、今後、国内のHACCPの普及を加速させる必要があるとしまして、将来的

な義務化も見据えつつ、段階的な導入を図るため、ガイドラインにHACCP導入型基準が追加され、事業者は、HACCP導入型基準と従来の基準のいずれかにより、衛生管理を行うこととされました。

HACCP導入型基準では、いわゆるHACCPの7原則12手順というものが、コーデックス委員会から示されており、その内容が基準として示されています。

三つ目に、昨年度末に冷凍食品の農薬混入事件が発生し、このときの問題点の一つとして、事業者の対応の遅れ、行政への報告の遅れなどが第三者評価委員会によって指摘されています。こうした対策の一つとして、今回ガイドラインに、食品事業者は、消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告することが追加されました。

これまでも食品による健康被害の可能性があると医師から診断を受けたような場合には、保健所へ報告することが義務づけられておりましたが、健康被害につながる可能性のある異物混入などの苦情についても早期に保健所に報告し、行政の適切な助言、指導のもとで被害の拡大を防止していくというのが目的でございます。

東京都では、これらのガイドライン改正の内容を踏まえまして、条例を改正する方向で現在検討を行っており、ガイドラインの内容をほぼ反映させる方向で検討を進めております。

具体的には、東京都の場合、ここに示しております、食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例の別表の中でこの基準を定めておりますので、これらを改正することとなります。

続きまして、参考資料3-2をごらんください。こちらは、今ご説明したHACCP導入型基準と農薬混入事案を踏まえた改正のイメージとしまして、これまで国の検討会ですとか、国が実施したパブリックコメント時の資料を抜粋して掲載しております。参考にごらんいただければと思います。

HACCP導入型基準はなかなかイメージがつかみづらいかと思しますので、説明させていただきますと、1枚目のイメージ①、繰り返しになりますけれども、このように、HACCP導入型基準と従来型基準のいずれかにより衛生管理を行うということが国から示されています。

続きまして、イメージ②になりますけれども、左に示します従来の基準の一部項目について、HACCP導入型基準の場合は、HACCPの7原則12手順を当てはめるというイメージでございます。

裏面をごらんいただきまして、イメージ③でございますけれども、HACCP導入型基準と従来型基準でどういったところが変わるかというところをお示ししております。特に変わるのが食品等の取り扱いに関する項目のところでした、左側が現行になります。この場合、冷却ですとか加熱の各工程に配慮し、最終製品の自主検査によって、最終的な製品の安全性を確認するという内容になっております。

一方が、HACCP導入型基準になりますけれども、左の規定が変わりまして、HACCPの7原則が規定され、事業者みずからが危害分析を実施し、みずから定めた重要管理点を管理するというものになります。



HACCPというのは工程を管理するという手法ですので、この場合、最終製品の自主検査は規定上求められておりません。従来型とHACCP導入型とでは、食品の取り扱いに関する衛生管理の手法が異なるということでご理解いただければと思います。

最後になりますけれども、農薬混入事案を踏まえての改正イメージになりますが、具体的にどのような苦情を保健所へ報告すべきか、その例示が三つほど、国から示されております。例示の一つ目としまして、苦情の件数にかかわらず、金属片、ガラス片等の異物、病原微生物、食品等の製造等に用いられない化学物質等の混入の疑いなどに関する苦情を受けた場合、また、二つ目としまして、苦情の件数にかかわらず、食品等を喫食したことによる健康被害の自己申告を含む苦情を受けた場合、三つ目としまして、一件又は少数の件数である段階では健康被害につながるおそれがあると直ちに判断できない場合であっても、類似する苦情が複数寄せられたこと等により、健康被害につながるおそれが否定できないと判断される場合、以上のような場合には、保健所に報告すべきといった例示が示されております。

管理運営基準ガイドラインの改正についての説明は以上となります。

【西島会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま報告いただきました事項につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いします。

【小島委員】 色別の認証のシールなんですけれど、この緑のセカンドステージで、ほぼ達成したとあるんですけれど、そのあとマニュアルを作成すれば、すぐ認証に行くわけですよね。という、マニュアルをつくるのは相当難しいということなんでしょうか。もし簡単につくれるんだったら、本当に必要なと思ったんですけど。マニュアルをつくれれば、すぐに次へ移れるんだったら、何もこのマークは要らないんじゃないかと思ったので、そこら辺を教えてくださいとありがたいです。

【中村食品危機管理担当課長】 実際、事業者の方に衛生管理をするに当たって何がネックかと聞くと、実はマニュアルづくりは割とハードルが高いといえますか、実際に日々やっていることは身につけていらっしゃるんですね。けども、それを改めて文書にするというのは苦手だという方が非常に多いものですから、そこがネックになってしまうのであれば、そのマニュアルつくる前段を評価しようと。そういう制度をつくるとモチベーションも上がっていくのではないかとということで、今回、この制度をつくったという趣旨でございます。

【小島委員】 ただ、実際問題として、半年も1年もかかるものなんですか。例えば、1カ月間ぐらいあればできそうな気がするのですが、1カ月間だけ、このシールを張っておくのかなと思っちゃうんですけれど。

【中村食品危機管理担当課長】 そのマニュアルを次のステップとしてつくられるかどうかというのは、実際には事業者の方の選択になるんですけれども、もちろん我々としては、次のステップに進んでいただきたいということでお示しはしていくつもりです。

ただ、やはり1カ月、2カ月でマニュアルがつかれるかということ、実は項目が十数項目ありまして、それを全部つくっていくというのはなかなか難しい。うちとしては、

マニュアルがつかれるようにひな形をホームページでも出しております。いわゆる虫食いで空欄にしておりまして、そこを埋めていただければマニュアルができますよというものも、今お示しをしております。

【西島会長】 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

【西島会長】 それでは、以上で本日予定されていた議事は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり、円滑な審議にご協力いただきありがとうございます。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

【田崎食品監視課長】 西島会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、本当に長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。

局長からの挨拶にもありましてとおり、本日の審議会は、第5期の委員として最後の審議会になりますので、委員の皆様にあっては、これまでご尽力していただいたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

次期の委員の委嘱につきましては、今、調整しているところでございますけれども、引き続きお願いする方につきましても、改めて委嘱の手続を進めさせていただくこととなります。その際には、改めてご連絡させていただくようにいたします。

また、先ほど宿題がございました。後ほど西島会長と調整させていただき、修正しまして、後日、皆様にご連絡差し上げたいと思います。

それでは、これもちまして、平成26年度第2回食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。